

苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱

制定	平成 24 年 3 月 30 日付第 201100201168 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 26 年 6 月 23 日付第 201400024509 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 27 年 7 月 27 日付第 201500051495 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 28 年 5 月 25 日付第 201600026278 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 29 年 6 月 30 日付第 201700069826 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 30 年 3 月 29 日付第 201700315341 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日付第 201800342347 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和 5 年 8 月 23 日付第 202300128115 号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、苗木供給安定促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、鳥取県林業用種苗流通推進要綱（昭和 46 年 4 月 16 日付発造第 78 号鳥取県農林部長通知。）に基づいて生産された山行苗木が、自然災害など造林地の事情により、出荷できなくなり廃棄することになった場合に経営の安定を図ること、コンテナ苗を低コストで大量に供給する苗木生産施設等の整備を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 知事は、前条の目的を達成するため、鳥取県山林樹苗協同組合が苗木供給安定促進事業実施要領（平成 24 年 3 月 30 日付第 201100201168 号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う次に掲げる事業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表第 1 欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）

(2) 別表第 1 欄に掲げる事業に対し、間接補助金を交付する事業（以下、「間接補助事業」という。）

2 本補助金の額は、補助事業については別表第 4 欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額に同表第 5 欄に定める率（以下、「補助率」という。）を乗じて得た額以下、間接補助事業については別表第 3 欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に要する同表第 4 欄に掲げる経費（以下、「間接補助対象経費」という。）の額に同表第 5 欄に定める率（以下、「間接補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。いずれの場合も、仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金

額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額に補助率又は間接補助率を乗じるものとする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）と、間接補助対象経費の額に間接補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内で交付申請をすることができる。

- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、国補助金を充当して実施する間接補助事業（以下「間接国補助事業」という。）の交付申請にあつては、様式第3号を添付しなければならない。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日（本補助金が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等に該当する場合にあつては、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数）が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

- 4 知事が、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するために必要があると認めたときは、本補助金の交付見込額を様式第5号により内示することができる。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者
第12条（第4項を除く。）、	交付決定	間接交付の決定

第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の30%を超える減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

ただし、間接国補助事業の場合にあっては、変更等について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数までの間に行うものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

ただし、間接国補助事業の場合にあっては、変更等について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数までの間に行うものとする。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の30%を超える減額

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は間接国補助事業に該当する場合であっては、当該事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定日の属する年度の翌年

度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告するものとする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（概算払い）

- 第12条 補助事業者は、規則第19条に規定する概算払いによる本補助金の支払いを求めるときは、様式第7号により概算払請求を行うものとする。
- 2 規則第19条の規定による概算払いは、様式第8号によりあらかじめ通知して行うものとする。

（財産の処分制限）

- 第13条 規則第25条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

- 第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

ただし、間接国補助事業の場合にあつては、処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数までの間に行うものとする。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定め

るに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(書類の提出部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

(雑 則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年5月25日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度6月補正予算により行う事業から適用する。

別表（第3条関係）

1	2	3	4	5
対象事業	補助事業者	間接補助事業者	補助対象経費	補助率
(1) コンテナ苗需給 拡大	鳥取県山林樹苗 協同組合	—	出荷調整 自然災害等造林地の事情により出荷できなくなった苗木を廃棄する際の損失補償費（出荷調整年度の山行苗木の標準価格×廃棄する苗木の本数）とする。	1/2
(2) コンテナ苗生産 基盤施設等の整備	鳥取県山林樹苗 協同組合	—	(1) コンテナ苗生産基盤施設 ア コンテナ苗生産施設装置（育苗施設、収納台、散水装置、散水タンク、苗木保冷库、その他） イ コンテナ苗生産機械器具（培土攪拌機、培土圧入機、苗抜取機、抜取機移動台車、種子判別機、アシストスーツ、その他） ただし、アシストスーツの導入に当たっては、補助金額の上限5万円。	1/2 (3/4以内 ※)
		鳥取県山林樹苗 協同組合組合員	(2) コンテナ苗生産資材 コンテナ容器、培地、肥料、その他	

※国の森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策を活用した場合

様式第1号（第4条、第10条関係）

（元号） 年度苗木供給安定促進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業実施期間

4 事業計画（報告）

（単位：円）

事業名	事業実施主体名	区分	事業量	単位	事業費	補助金額	消費税の取扱い	備考
	小計							
	小計							
合計								

（注1） 区分欄は、コンテナ苗需給拡大については樹種別の内訳を、コンテナ苗生産基盤施設等の整備については育苗機械名等を記載すること。

（注2） 区分毎の事業費の積算根拠となる資料を添付すること。

（注3） 消費税の取扱い欄は、一般課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者のいずれかを記載すること。

様式第1号の2

(元号) 年度山行用コンテナ苗木生産計画書

事業実施主体名：

樹種	品種等	前年度生産実績 (千本)	生産予定数量 (千本)				備考
			当該年度	1年後	2年後	3年後	
合計							

(注1) 事業実施主体毎に作成すること。

(注2) 適宜行を追加すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

（元号） 年度苗木供給安定促進事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

事業名	区分	予算額（決算額）	備考
コンテナ苗需給拡大	県補助金		
	自己資金等		
	小計		
コンテナ苗生産基盤 施設等の整備	国補助金		
	県補助金		
	自己資金等		
	小計		
合計			

2 支出

（単位：円）

事業名	事業実施主体名	予算額（決算額）	備考

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

備考

※「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を備考欄に記載すること。

4 添付書類

間接国補助事業の実施にあつては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。（実績報告時のみ）

様式第3号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者

（事業主体）は、（元号） 年度苗木供給安定促進事業費補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

様

（職 氏 名）

（元号）年度苗木供給安定促進事業費補助金交付決定通知書

（元号）年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった苗木供給安定促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、苗木供給安定促進事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱（平成24年3月30日付第201100201168号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれかの低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、本補助金の財源に国の補助金を充当する場合には、規則及び要綱のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30政令第255号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策実施要綱」（平成30年3月30日付29林政第892号農林水産事務次官依命通知）、「林業・木材産業循環成長対策補助金等交付要綱」（平成30年3月30日付29林政第893号農林水産事務次官依命通知）、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日付4

林政経第899号林野庁長官通知)等関係通知の規定に従わなければならない。

- 6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。
- (1) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。
 - (3) 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、間接国補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項)が国への補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - (4) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
 - (5) 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
 - (6) 本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (7) 間接国補助事業の実施に当たり、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - (8) 補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、(1)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

別記様式

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業主体〕 様

住 所
名 称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第5号（第5条関係）

番 号
（元号） 年 月 日

様

職 氏 名

（元号） 年度苗木供給安定促進事業費補助金の交付内示について（通知）

（元号） 年 月 日付けで申請のあった苗木供給安定促進事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

（単位：円）

事業名	事業費	補助金	備考

鳥取県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名

（元号） 年度苗木供給安定促進事業仕入控除税額確定報告書

（元号） 年 月 日付第 号により交付決定のあった苗木供給安定促進事業費補助金について、消費税仕入控除税額が確定したので、苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の確定額
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（2から3を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料
（別紙）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類 | | |

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額 金 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

(単位:円)

区分	課税仕入れ (A) =(a)+(b)+(c)	課税売上 対応分 (a)	非課税売 上対応分 (b)	共通 対応分 (c)	非課税仕 入れ (B)	合計 (A)+(B)
経 費 の 内 訳						
計						

(2) 課税売上割合 % (課税売上額 / (課税売上額 + 非課税売上額))

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年度苗木供給安定促進事業費補助金の概算払いについて（依頼）

（元号） 年 月 日付第 号による交付決定に係る補助金の概算払いについて、鳥取県補助金交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条及び苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱（平成24年3月30日付第201100201168号鳥取県農林水産部長通知）第12条の規定により請求します。

記

1 請求額

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払請求額

2 添付書類

支払い（予定）額を確認できる書類

様式第8号（第12条関係）

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名

（元号） 年度苗木供給安定促進事業費補助金の概算払いについて（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金について、下記のとおり概算払いします。鳥取県補助金交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

1 補助金概算払額

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払額	概算払額計	残額

2 概算払いの時期

（元号） 年 月